平成27年度定期監査(後期)の結果に基づいた改善措置等の状況について

したので、次のとおりその概要をお知らせします。 佐渡市監査委員は、平成27年度に実施した定期監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を平成28年6月13日受けま

社会福祉課

ルーあいかわの運営について 相川健康増進センターワイドブ

売品であっても金銭の取扱いにお 書を発行していなかった。委託販 分にチェックすることを求める。 係る手続きにおいては慎重かつ十 金額を記載していた。契約行為に いては規定に基づき執行すること 積依頼文書の仕様書に誤って契約 委託販売の物品について、領収 契約のために業者に送付する見

か対応を統一することを求める。 規定を整備するか市長決裁とする 担当課長決裁となっていた。減免 市長決裁が必要にもかかわらず、 経て減免していたが、その決裁は いため、申請があった都度決裁を には統一的な減免基準の規定がな 使用料の減免について、

改善措置の状況

27年11月5日より領収書の発行を 十分なチェックを行う。 委託販売の物品について、平成 今後は、決裁の段階で慎重かつ

ている。 日から、当該基準に基づき対応し 年3月に使用料減免基準を制定 行っている。 (市長決裁)し、平成28年4月1 使用料の減免について、平成28

2 環境対策課

(1)金について 老朽危険廃屋対策支援事業補助

ることを求める。 払いとなっていた。実績報告に対す る検査は慎重かつ十分にチェックす る消費税分を算入していたため、過補助対象経費に対象外経費にかか

(2) 公衆浴場整備改善事業補助金に

特別に認めた場合の手続きはそれら の項目であるが、市長の決裁がされ 承認を得ることを求める。 の理由を明示し、決裁により市長の ていなかった。例外的項目を市長が 当該補助金の対象経費は市長特認

(3)委託料について こども環境学習推進モデル事業

り)で契約を締結していた。適正な 際の日付と異なる日付(3か月の遡 契約事務の執行を求める。 当該事業の起案が遅れたため、実

改善措置の状況

を実施している。 の内訳を確認する再発防止の対処 対象毎に作成することで、事業費 チェックする事業費計算書を補助 消費税額等の計算誤り防止及び を区分けし、補助対象経費やその 補助対象経費と補助対象外経費

(2)備」の⑪「その他市長が特に必要 度は当該事業申請なし) 市長の決裁を受け、補助金交付決 手続きはそれらの理由を明示し、 項目を市長が特別に認めた場合の と認めたもの」に該当する例外的 補助金交付対象設備の「その他設 定を行うこととする。 (平成28年 今後の当該補助金申請に際して

- (3)うに下記2点の改善を行った。 契約日を遡るようなことがないよ 年度当初に速やかに起案を行い、
- 2 度中に準備する。 に翌年度募集の事前予告をする。 募集要項、書式、 記載例を前年

翌年度当初予算議決後に学校側

5月1日付けで各団体と契約を締結 平成28年度は4月1日から募集し、

佐渡市監査委員 佐渡市監査委員

猪股 渡部